

みえ半導体産業振興方針策定に係る有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 三重県の半導体産業の更なる発展に繋がる施策を行うための方針の策定に際し、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、みえ半導体産業振興方針策定に係る有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地域の特性を生かした半導体関連産業集積を通じて、県全域への経済波及効果を創出する方策に関すること。
- (2) 半導体産業を支える人材の育成方策に関すること。
- (3) その他、会議の事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 会議の委員の再任は妨げない。

(座長)

第4条 会議には座長を置き、知事が選任する。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、雇用経済部長が招集する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、知事が認めた者を委員の代理として出席させることができる。
- 4 出席者は、WEB 会議システムを利用して会議に出席することができる。
- 5 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

(報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 県は、会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の開催に係る調整、企画進行、議事録作成等の庶務は、みえ半導体産業振興方針素案策定業務受託業者において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。